

Shibuya Open Innovation Lab 利用規則

Shibuya Open Innovation Lab 利用規則（以下「本規則」という。）は、東京急行電鉄株式会社（以下「当社」という。）が、Shibuya Open Innovation Lab（以下「本施設」という。）を利用する者（以下「利用者」という。利用者の区分は別紙1にて定める。）の登録方法、各区間の利用方法その他必要な事項等に関して定めるものである。利用者は、本規則、その他当社及び当社が指定する運営委託会社（以下「運営会社」という。）が定める事項を予め十分理解し、これらを遵守するとともに、当社又は運営会社の指示のもとで本施設を利用することに同意するものとする。

第1条 本施設の目的

本施設は、スタートアップやエンジニア、投資家、メディア、官公庁、事業会社等の様々なステークホルダーがサービスやプロダクトの社会実装にフォーカスしたミーティング又はイベントを開催すること、そして、国内外のイノベーションに関する情報の収集及び発信を通じて渋谷のイノベーションエコシステムを形成することを目的とする。

第1条の2 確認事項

1. 本規則に基づく本施設の利用に関し、利用者に借地借家法上の借家権もしくは民法上の賃借権は発生しないことを当社及び利用者は相互に確認する。
2. 利用者は、当社に対して、本規則に基づく利用権（利用期間、利用日時、用途等を限定した施設利用権）以外は、事由名目の如何を問わず、本施設に関する一切の権利を主張しないことを確約保証するものとする。

第2条 利用可能日及び利用可能時間

1. 利用者が本施設を利用できるのは、祝祭日及び本施設の休館期間（12月31日から翌年の1月3日までの期間をいう。）を除く月曜日から金曜日までとする。
2. 本施設の利用可能時間は、前項の本施設の利用可能日のうち、毎日10時00分から19時00分までの時間内とし、利用者は、それ以外の時間は本施設を利用できない。
3. 前項にかかわらず、当社は、事前の通知なく臨時に休館日又は利用日時の変更を設定することができるものとし、利用者はこれを異議なく承諾するものとする。かかる場合、当社は、当社指定の方法で利用者に対して速やかに当該変更について告知するものとする。

第3条 会員の権利

1. 招待会員は、当社の基準に従い本施設を当社が指定する利用目的において利用する権利を得る。
2. パートナー会員及び招待会員が本施設を利用する権利の有効期間は、当該権利を付与された日から最も近い6月30日まで有効とし、当該期間の満了をもって当該権利は終了するものとする。

第4条 利用料等について

1. 招待会員及びゲストのみが、ミーティングの目的で本施設を利用する場合、利用料は無償とする。
2. イベント利用時の利用料金は、別紙2に定める通りとする。なお、最終的な撤収が予定利用時間を超過した場合は延長料金がかかるものとする。
3. 前項にかかわらず、当社は、イベント開催時の利用時間の延長を認めない場合があるものとし、イベント主催者はこれを予め了承し、当社に対して異議申し立て等は一切行わないものとする。
4. イベント主催者は、当社からの請求に基づき、イベント利用時の利用料を当社が指定する銀行口座に請求日の属する月の翌月末日までに振り込む方法により支払うものとする。尚、振込手数料はイベント主催者の負担とする。
5. イベント主催者は、本規則に基づく金銭債務を所定の期日までに履行しない場合は、遅延金額に対する当該期日の翌日から履行日まで、遅延金額に対して年14.6%の割合（1年を365日とする日割計算。円未満切り捨て）による遅延損害金を、遅延金額に加算して当社に支払わなければならない。
6. イベント参加者（招待会員及びゲストを含む）は、イベント主催者の開催条件に基づき当該イベントの参加料をイベント主催者に支払うものとする。

第5条 本施設利用の流れ

1. 利用者は第2条に定める利用時間に限り別紙3に定めるオープンスペースを利用することができる。ただし、パートナー会員の利用可能時間は別途定める。
2. 本施設の開錠・施錠は、利用者自身で行う。本施設の開錠・施錠方法については別途定めるものとする。
3. 招待会員は、本施設においてゲストとミーティングを行う場合、当社の定める方法により入退館の手続きを行うものとする。また、招待会員は、ゲストと同時又は先に入館し、ゲストと同時又は後に退館するものとする。
4. 本施設の各エリアにおけるミーティング及びイベントの準備及びそれらが終了した後に利用前の状態へ戻す作業は利用者が行う。
5. 利用者のうちイベントの主催を希望する者（以下「イベント申込者」という。）は、当社の定める方法によりイベント主催の申し込みを行う。
6. 当社はイベント主催の希望があった場合において、イベント内容等を審査し、当該審査の結果をイベント申込者に回答する。なお、審査内容や結果についての異議申し立ては受け付けない。
7. イベントの主催が認められた場合において、イベント申込者はイベント主催者として本規則に則りイベントを開催することができる。
8. イベント主催者は、イベントの運営に必要な関係法令を遵守するとともに、本規則および本施設が属する建物（以下「本建物」という。）の館内規則等が定められている場合は、それらの規定を遺漏なく遵守しなければならない。
9. イベント主催者は、イベント参加者からのイベント参加料の収受、その保管、その他イベントに関する一切の事項について、イベント参加者の責任と負担において管理監督を行うものとし、

イベントに関して発生したイベント参加者その他第三者との間の紛議等の一切については、全てイベント主催者の責任と負担で処理解決するものとし、当社及び運営会社その他の第三者に何等損害迷惑をかけてはならない。

第6条 利用制限・禁止事項

1. 利用者は、たとえ同一法人内であっても、当社の許可なく第三者に本施設の利用権の全部又は一部を譲渡し、もしくは本施設の全部または一部を使用させることはできない。
2. 利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当社は、利用者に対し通知、催告、その他何らかの手続きを要することなく、利用の制限又は停止をすることができる。また、当社は、イベントの主催や申し込みについても同様の制限又は停止を行うことができる。この場合において、利用者が被ったいかなる損害に対しても、当社及び運営会社は一切の責任を負わない。
 - (1) 本建物の館内規則その他に定める立入禁止区域に進入した場合。
 - (2) 本施設の利用料金の支払いが遅延・不足している場合。
 - (3) 本施設内の防災設備等が正確に機能しない様な造作・運営等を行った場合、又は問題があると当社又は運営会社が判断した場合。
 - (4) 本施設管理上好ましくない、又は公序良俗に反する内容であると当社又は運営会社が判断した場合。
 - (5) 宿泊又は寝位での仮眠。
 - (6) 下駄・スパイク等での立ち入り。
 - (7) 各利用区分表に定められた利用可能エリア以外の場所への立ち入り。
 - (8) 本施設建物の通路等又は階段、廊下等の共用部分を占有することもしくは物品を置くこと。
 - (9) 本施設内での動物の飼育や持込み（当社又は運営会社運の許可を得た盲導犬、聴導犬、介助犬等を除く）。
 - (10) 本建物や本施設の通路や階段、廊下、外壁等に当社又は運営会社が無断で看板、ポスター等の広告物を貼る等を行うこと。
 - (11) 他の利用者もしくは本建物の賃借人又は来館者・周辺及び近隣住民等（以下総称して「その他の第三者」という。）に迷惑を及ぼす恐れがあると当社又は運営会社が判断した場合。
 - (12) 関係法令・関係官公庁の指示に反する行為をした場合。
 - (13) 利用者が、暴力団・暴力団関係企業・総会屋もしくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という。）であると認められるとき、又は、利用者の役員及び従業員又は関係者に、反社会的勢力と密接な関係を有する者が居ると認められるとき、又は、これらの支配下にあるものとの関係を持つと認められるとき、又はその恐れがある第三者との関係を持つと認められるとき。
 - (14) 本施設の利用が、反社会的勢力の組織の維持・拡大に利用される等その利益になると認められる場合。
 - (15) 本施設又は当社もしくは運営会社に対し、暴力的な要求を行い、又は合理的な範囲を超える負担を要求した場合。
 - (16) 本施設内・本建物周辺に危険物を持込む行為、もしくは本建物全体・付帯設備・備品等を

破損・紛失したと当社又は運営会社が判断した場合。

- (17) 火気の利用、又は裸火（暖房器具などを含む）・煙・ドライアイスの利用等、当社又は運営会社が危険を生じる恐れがあると判断した場合。
 - (18) 音・振動・臭気等を発し、他の利用者その他の第三者に迷惑を及ぼす、又はその恐れがあると当社又は運営会社が判断した場合。
 - (19) 利用人数が本施設の収容人数を超え、その他の第三者に迷惑を及ぼすと当社又は運営会社が判断した場合。
 - (20) 内装、設備等の造作の新設、除去、変更を行う等、本施設の原状を変更する行為をした場合。
 - (21) 前各号の他、本施設内外及び本建物周辺で、他の利用者又はその他の第三者に迷惑を及ぼす言動もしくは行為を行ったと当社又は運営会社が判断した場合。
 - (22) 当社又は運営会社が指定する場所以外にゴミを投棄するなど、本施設内外・周辺施設を不衛生な状態にした場合。
 - (23) 営業廃止又は会社解散、もしくは営業停止処分を受け又は営業免許もしくは営業登録の取消処分を受けた場合。
 - (24) 本施設内にて、ネットワークビジネス・マルチレベルマーケティング・マルチ商法・保険・情報教材等の、販売・勧誘・斡旋等を行うこと。又、同様に、本施設内にて無断で物販等の営業活動をすること、並びに宗教活動、政治活動をすること。（但し、当社又は運営会社の指定する箇所にて、当社又は運営会社による事前の書面による承諾がある場合を除く）。
 - (25) 他の利用者、当社又は運営会社の従業員が写り込んだ写真を無断で第三者に提供したり、ソーシャルネットワーキングサービス（SNS）等インターネット上に公開した場合。
 - (26) 前各号の他、当社又は運営会社の指示に従わない、もしくは本規則又は本建物の館内規則等の規定に違反していると当社又は運営会社が判断した場合。
3. 本施設内は全面禁煙とする。
 4. 本施設の全部又は一部において、当社又はイベント主催者がイベントを実施する場合、当社又は運営会社は、イベントの準備又は実施のため、利用者による本施設の利用を一時的に制限することができる、利用者はこれを異議なく承諾するものとする。
 5. 招待会員がミーティング利用時に呼ぶことができるゲストの人数はミーティング1回につき4人までとする。

第7条 保守点検

本施設の保守点検等を目的として工事関係者が立ち入る際、利用者は、正当な理由がある場合を除き保守点検に協力し、関係者の立ち入りを拒否することはできないものとする。

第8条 損害賠償及び免責

1. 利用者が故意又は過失により、本建物、本施設、当社又は他の第三者に人的又は物的損害（破損、故障、焼損等。）を与えたとき、利用者は速やかにその旨を当社又は運営会社に対

し通知し、かつその請求に従い、直ちに利用者の責任と費用負担で当該損害を賠償しなければならない。また、当社以外に対し損害を賠償する場合、利用者は誠実に対処し、自ら責任をもって解決するものとし当社に迷惑及び損害を一切かけないものとする。

2. 当社の責に帰すことのできない事由により、本施設内で利用者に対して損害が発生した場合には、当社は一切の責任を負わないものとする。
3. 次の各号の事由により利用者が被った損害について、当社は、その責を負わない。
 - (1) 地震、水害、火災、停電、暴徒又は盗難等によって生じた損害。
 - (2) 当社の責に帰すことのできない事由によって生じたITインフラ等通信設備機器その他諸設備機器の破壊及び故障による損害及び情報の混線と流出。
 - (3) 他の利用者その他の第三者から被った損害。
 - (4) 本施設の造作及び設備等の維持保全のために行う保守点検、修繕等に伴い生じた損害。

第9条 秘密保持

1. 本規則において「秘密情報」とは、利用者自らが秘匿にしたい情報の全て、及び、利用者が本施設を利用することに伴い知り得た当社及び運営会社、又は他の利用者に関する有形無形の技術上、営業上、その他一切の情報をいう。
2. 本施設は、本規則に基づき、多数の利用者が共用する施設であり、その特性に鑑み、利用者は、自らの責任で秘密情報を管理しなければならないものとする。
3. 利用者が本施設を利用することに伴い、他の利用者の秘密情報を知得した場合、利用者は、善良なる管理者の注意をもって、当該秘密情報を厳重に秘匿する義務を負い、開示者の許可無くソーシャルネットワークサービス（SNS）、自身のホームページやブログなど、一切のネット上あるいはその手段の如何によらず、第三者に開示し又は漏洩、公開もしくは利用してはならない。万が一、利用者が本項規定の内容に違反した場合に発生した事案の一切に対し、当社及び運営会社はその責任を負わないものとする。

第10条 善管注意義務、訪問者、並びに私物の管理

1. 利用者は、本規則並びに本建物所有者規則の内容を遵守し、本施設、本建物共用部分を善良なる管理者の注意をもって使用するものとする。
2. ゲストが本施設を利用する場合、利用者は、利用者の責任と負担においてゲストにも本規則及び本建物の館内規則等を遵守させるものとする。なお、利用者は、ゲストに対して、必ず受付にて名刺1枚を提出させるものとする。
3. 利用者は、私物は放置せず、自らの私物の管理を自己責任で行わなければならない。万が一、利用者の私物に紛失、盗難、破損、汚染など損害が生じても当社及び運営会社は一切その責任を負わない。
4. パートナー会員は、当社が指定した場所にのみ、私物を自己の責任において置くことができる。この場合、パートナー会員の私物に紛失、盗難、破損、汚染など損害が生じても当社及び運営会社は一切その責任を負わない。

第11条 利用規則の変更

当社は、本施設の運営上合理的に必要な範囲で本規則を変更できるものとし、利用者はこれを異議なく承諾するものとする。なお、本規則を変更する場合には、当社は、所定の方法によりその旨を利用者に対して告知又は通知するものとする。

第12条 準拠法、裁判管轄

本施設の利用に関して、当社及び利用者との間で紛争が生じたときは、準拠法は日本法とし、訴額に応じて東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とするものとする。

第13条 雑則

1. 本規則の内容とそれ以外の諸規定に齟齬が生じた場合、別段の定めがない限り、本規則が優先して適用されることとする。
2. 本規則に定めのない事項及び本規則の各条項の解釈に疑義を生じたときは、当社、運営会社及び利用者は、誠意をもって協議し、その解決にあたるものとする。

以上

2019年7月1日施行（第1版）

2019年7月5日改定（第2版）

2019年9月20日改定（第3版）

【別紙 1】利用者区分について

本施設の利用者区分は以下のとおりとする。

呼称	定義
パートナー会員	当社との間で締結した Shibuya Open Innovation Lab 利用契約書が定める者
招待会員	当社が招待し、会員登録をした者
ゲスト	当社、パートナー会員又は招待会員に同伴して打ち合わせ等の目的で本施設を利用する者
イベント主催者	当社がイベントの申し込みを承諾し、イベントを主催する者
イベント参加者	イベントに申し込みを行い、当該イベント主催者から参加の許可を得た者

以上

【別紙 2】 イベント利用料金及びキャンセル料について

本施設でイベントを開催する際の利用料金は以下の通りとする。

利用時間			定価
営業時間内	基本利用料	4 時間	¥300,000 (別途消費税等)
	延長料金	1 時間毎	¥75,000 (別途消費税等)

※営業時間外の利用については 1 時間あたり ¥25,000 円 (別途消費税等) の追加料金がかかるものとする。

※本施設でイベントの開催を申し込んだ際のキャンセル料は以下の通りとする。

- ・ イベント開催予定日の 14 日前以降のキャンセル：利用料金の全額相当額

以上

【別紙 3】 Shibuya Open Innovation Lab 図面



以上